

「災害時等における住民等の移送協力に関する協定」を締結 ～風水害などの発生時における逃げ遅れ対策に～

市は、10月14日（水）、海湘丸海老名店（海老名市門沢橋2-23-5）と「災害時等における住民等の移送協力に関する協定」を締結し、同日に締結調印式を実施しました。

この協定は、風水害などの発生時に、海湘丸海老名店の送迎用マイクロバスを活用し、住民等を迅速かつ適切に移送するために必要な事項について取り決めたもので、運送業以外の業種との締結は初の試みです。

なお、今回の協定締結で、市が締結している災害協定は98件目になります。



▲左から内野市長、矢野店長

◎この件に関するお問い合わせ

海老名市市長室危機管理課 電話046・235・4790

